

## 第22回定時株主総会招集ご通知に際しての イ ン タ ー ネ ッ ト 開 示 事 項

会社の新株予約権等に関する事項  
会計監査人の状況  
会社の体制及び方針  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

株式会社アイロムグループ

上記事項は、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆さんに提供しております。

(アドレス <http://www.iromgroup.co.jp>)

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
(2013年6月27日開催の株主総会決議による第5回新株予約権)

①新株予約権の払込金額

払込を要しない

②新株予約権の行使価額

1個の新株予約権につき 8,079円（1株当たり808円）

③その他新株予約権の行使条件

イ. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または社外協力者の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任その他、当社取締役会が正当と認める事由がある場合にはこの限りではない。

ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することはできない。

ハ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

④新株予約権の行使期間

2015年9月14日から2022年9月13日まで

⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	2,970個	普通株式29,700株	4名
取締役 (監査等委員)	100個	普通株式1,000株	1名

(2016年5月24日開催の取締役会決議による第8回新株予約権)

①新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり 2,043円

②新株予約権の行使価額

1株当たり 1,204円

③その他新株予約権の行使条件

下記イの条件に合致し、ロ、ハ乃至ニの事項に抵触しない限り権利行使を行うことができるものとする。

イ. 各新株予約権者は、下記(i)乃至(ii)に定める決算期における当社連結損益計算書に記載の売上高が下記(i)乃至(ii)に掲げる一定の水準を超過した場合、割当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を下記④に定める期間において行使することができるものとする。但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

(i) 第20期の売上高が第19期の売上高の105%を超過した場合

達成期： 第20期（2017年3月期）

行使可能割合： 各新株予約権者が割当てられた本新株予約権の50%まで

その他特約： (i) の業績判定水準を満たさなかった場合、2018年3月期の売上高が2017年3月期の売上高の105%を超過した場合、各新株予約権者が割当てられた本新株予約権の50%まで行使できるものとし、2016年3月期の売上高の110%を超過した場合、各新株予約権者が割当てられた本新株予約権についてさらに50%を行使できるものとする。

(ii) 第20期の売上高が第19期の売上高の110%を超過した場合

達成期： 第20期（2017年3月期）

行使可能割合： 各新株予約権者が割当てられた本新株予約権の50%まで

その他特約： (i) の業績判定水準を満たしかつ(ii) の業績判定水準を満たさなかった場合、2018年3月期の売上高が2016年3月期の売上高の110%を超過した場合、各新株予約権者が割当てられた本新株予約権の50%を行使できるものとする。

ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することはできない。

ハ. 新株予約権者が本新株予約権を当社グループの役職員の立場から外れた際に放棄したものと見做し、放棄に該当する場合には、当該本新株予約権行使することができない。

ニ. 割当日から下記④で定める期間を満了するまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が500円を下回った場合、本新株予約権行使することはできない。

④新株予約権の行使期間

2017年5月16日から2020年5月15日まで

⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	8,450個	普通株式845,000株	5名
取締役 (監査等委員)	25個	普通株式2,500株	1名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は、下記のとおりであります。

#### ①当社および当社の子会社の役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の役職員は、倫理綱領・倫理行動規範・コンプライアンスガイドラインに則り、適切に職務を執行する体制としております。

ロ. 取締役は、取締役会規程、経営会議規則等に則り、適切に職務を執行する体制としております。

ハ. 取締役は、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会や経営会議に報告するとともに、速やかに監査等委員会に報告する体制としております。

ニ. 監査等委員会からコンプライアンス体制についての意見および改善策の要求がなされた場合は、取締役が遅滞なく対応し、改善を図る体制としております。

ホ. コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、コンプライアンス委員会は、規則・マニュアル類の整備およびコンプライアンス推進体制の実施状況を管理・監督し、当社グループ役職員に対して適切な研修体制を構築しております。

ヘ. 当社グループ役職員によるコンプライアンスに反する行為を早期に発見し是正するため、社内外に通報窓口を設置し、適切に運用する体制としております。

ト. 反社会的勢力および団体との関係を遮断し、反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否するために担当部署を設置し、社内外の協力窓口と連携して対応する体制としております。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書（株主総会議事録や取締役会議事録等）その他の重要な情報（電磁的記録等を含む）を、社内規程に基づき、それぞれの担当職務にしたがい適切に保存し、かつ管理しております。

#### ③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスクの発生を防止するとともに、リスクが発生した場合の損害を最小限

にとどめる体制の維持・向上を図るため、リスクマネジメント規程を整備し、重要なリスクから優先して具体的な対応計画を策定し実行する体制としております。

ロ. 内部統制担当部門が中心となり、リスク管理状況について自己点検を行い、リスク管理体制の維持・向上を図る体制としております。

④当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、定款に基づき重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができることとしており、監督機能と業務執行機能とを分離することで、取締役会における意思決定の迅速を図る体制としております。

ロ. 取締役会のほかに、経営会議を開催し、取締役会に附議する事項やその他経営上重要な事項の諮問・審議を行うことにより、より迅速な意思決定を適切かつ機動的に行う体制しております。

ハ. 経営会議等の重要な会議には、必要に応じて監査等委員である取締役が出席して、業務執行取締役に対する監督機能を果たす体制を構築しております。

⑤当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社等の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定め、規程に基づき業務の執行の状況を管理する体制を確保しております。

ロ. 子会社等から定期的に業務、業績およびその他重要な事項に関する報告を求めるとともに、当社の業務または業績に重大な影響を及ぼし得る事項につき、当社の事前承認を行う体制を確保しております。

ハ. 「内部統制の整備及び運用状況の評価に関するガイドライン」を定め、内部統制担当部門を設置し、内部統制の整備及び運用状況を適時に取締役会に報告する体制を構築しております。

⑥監査等委員会の職務を補助する組織とその独立性並びに監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査等委員会を補助すべき使用人については、内部監査室に属する従業員とし、内部監査室は、監査等委員会に直属するものとしております。

ロ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人である内部監査室に属する従業員の任命・異動については、監査等委員会の同意を得て行うものとしております。

ハ. 内部監査室は、監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに監査等委員会からの指示の実効性を確保しております。

⑦監査等委員会への報告体制と監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 当社グループ役職員が当社の監査等委員会に報告すべき事項についての規程を定めるとともに、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項に関する役職員の報告が、当社の監査等委員会に対してより確実かつ迅速に行われまたは伝達される体制としております。

ロ. 前号に記載のない事項に関しても、当社の監査等委員会から報告を求められた場合は、当社グループ役職員は遅滞なく当社の監査等委員会に報告する体制としております。

ハ. 前各号の報告を行った者がその報告を理由として不利な取り扱いを受けないことを確保しております。

ニ. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生じる費用又は債務については、監査等委員の請求に従い支払その他処理を行なっております。

ホ. 監査の実効性を向上させるために、監査等委員会から要請ある場合には、会計監査人との連携を確保する体制としております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記方針に基づいて、内部統制の適切な構築と運用に努めております。具体的な運用状況は以下のとおりです。

### ①取締役の職務執行

監査等委員 4名を含む取締役11名は、原則月 1回開催（当事業年度は12回開催）される取締役会に出席し、経営環境の変化に対して迅速な意思決定ができるよう努めています。取締役会では、経営に関する重要事項の審議、業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督を行っております。また、経営会議を原則月 1回以上開催し、業務レベルでの重要事項の情報共有を図っております。これらの運営に当たっては、その分野の専門家等にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。

## ②監査等委員の職務執行

監査等委員 4 名は、監査等委員会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。また、取締役会、その他必要に応じ重要な会議に出席し、当社グループの経営状況を監視するとともに、内部監査室及び会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

## ③コンプライアンス体制

当社では、倫理綱領・倫理行動規範・コンプライアンスガイドラインに基づき社内のコンプライアンス遵守体制整備状況をチェックし、定例の取締役会においてコンプライアンス委員会開催の要否の確認を行っております。また、法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する通報体制として内部・外部通報制度を設け、定期的に周知することにより、早期に問題点の把握及び対応を図るように努めております。

## ④リスク管理体制

当社では、リスクマネジメント規程に基づき、適切なリスクコントロールを行っております。また、リスクマネジメント室が中心となり、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組む体制を構築しております。一方、内部監査室が、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役に報告しております。

## ⑤関係会社経営管理

当社は、各関係会社の経営状況及び業務執行状況等について、関係会社管理規程に基づき、重要度に応じて報告を受け、当社の承認を行うことで、関係会社の業務の適正を確保しております。

## ⑥内部監査体制

当社では、内部統制の整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインから独立した組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は、当社及び関係会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を取締役及び社長に報告しております。また、監査等委員及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

しかしながら、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えております。

本事業報告の記載数字は、単位表示未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)  
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剩余金	利益剩余金	自己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,513	1,095	1,198	△18	5,788
当 期 变 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	4	4			8
剩 余 金 の 配 当			△233		△233
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			912		912
自 己 株 式 の 取 得				△400	△400
自 己 株 式 の 处 分		△0		0	0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の当期変動額(純額)					
当 期 变 動 額 合 计	4	4	678	△400	287
当 期 末 残 高	3,517	1,099	1,877	△419	6,075

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計			
当 期 首 残 高	△57	△53	△110	56	12	5,745
当 期 变 動 額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)						8
剩 余 金 の 配 当						△233
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						912
自 己 株 式 の 取 得						△400
自 己 株 式 の 处 分						0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の当期変動額(純額)	76	△30	45	△2	△12	30
当 期 变 動 額 合 计	76	△30	45	△2	△12	318
当 期 末 残 高	18	△84	△65	54	—	6,064

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 18社

主要な連結子会社の名称

㈱アイロム、㈱アイロムC S、㈱エシック、㈱アイクロスジャパン、  
CMAX CLINICAL RESEARCH PTY LTD、㈱I D フアーマ、㈱アイロムPM

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称 CJ PARTNERS(㈱)

#### (2) 持分法を適用していない関連会社の名称等

持分法を適用していない関連会社の名称

㈱I&L Anti-Aging Management、㈲アイロムシステムサポート

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、時価と比較する取得原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

a. 製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

b. 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

c. 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 4～45年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(4) 重要な収益の計上基準

SMO事業収入は、治験症例単位ごとの業務終了に基づく検収基準により計上しております。なお、治験症例組入前の業務と治験症例組入後の業務とが区分されている契約については、治験症例単位ごとにそれぞれの業務終了に基づく検収基準により SMO事業収入を計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(一社) I C R 及び I' ROM VIETNAM CO., LTD. の決算日は12月31日であり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、5年から20年間の均等償却を行っております。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生連結会計年度に一時償却を行っております。

④連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

⑤退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。なお退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「流動資産」の「製品」及び「無形固定資産」の「ソフトウェア」並びに「投資その他の資産」の「長期未収入金」(前連結会計年度、39百万円及び2百万円並びに39百万円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「為替差損」及び「特別利益」の「その他」に含めていた「固定資産売却益」並びに「新株予約権戻入益」(前連結会計年度、2百万円及び13百万円並びに0百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度についても、区分掲記しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更したため、連結貸借対照表における、「流動資産」の「繰延税金資産」(前連結会計年度15百万円)は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」14百万円に含めて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	11百万円
投資有価証券	438百万円
販売用不動産	733百万円
建物及び構築物	551百万円
土地	1,195百万円
合計	2,930百万円

(2) 担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金	114百万円
長期借入金	2,286百万円
合計	2,401百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

780百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 11,711,865株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	116	10.00	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年11月8日 取締役会	普通株式	116	10.00	2018年9月30日	2018年12月14日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	114	10.00	2019年3月31日	2019年6月27日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 995,000株

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に銀行借入により資金調達を実施しております。

一時的な余資については、短期的な預金等、安全性の高い金融資産による運用に限定しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との事業推進目的にて取得した株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、医療機関や提携先を対象とした貸付金は、その未回収部分につき、貸付先信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、各事業会社の業種ごとの商慣習による差異はあるものの、そのほとんどが一年内の支払期日であります。前受金は、営業上の取引によるものであり、将来売上として見込まれるものであります。預り金は、そのほとんどが一年内の支払期日であります。借入金は運転資金調達目的及び不動産取得目的によるもので、預り保証金は、メディカルサポート事業における賃貸不動産に係る預り保証金であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に関するリスクについては、各事業会社毎の与信管理ルールに従い、期日及び残高等を管理しております。

営業活動以外から発生する金融商品については、原則として当社財務部門を中心として、グループ全体を対象とした一括管理を実施しております。

投資有価証券である株式については、金融商品管理規程に従った取得及び管理が実施されており、特に事業推進目的で取得した株式については、発行会社の事業状況、経営成績等の調査を、定期のみならず随時にも実施して状況の把握に努めています。

貸付金に関しては、貸付金規程に基づいて与信審査等を実施しております。

借入金等の流動性リスクについては、適時にグループ全体の資金繰計画を作成・更新することにより手元流動性の維持確保に努めております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,961	2,961	—
(2) 売掛金	1,814	1,814	—
(3) 前渡金	101	101	—
(4) 短期貸付金	139	139	—
(5) 投資有価証券	1,005	1,005	—
(6) 長期貸付金	※1 335	335	—
(7) 長期未収入金 貸倒引当金	※2 33 △14		
	19	16	△3
(8) 差入保証金	674	673	△0
資産計	7,050	7,046	△4
(1) 買掛金	141	141	—
(2) 短期借入金	1,330	1,330	—
(3) 前受金	315	315	—
(4) 預り金	226	226	—
(5) 長期借入金	※3 3,891	3,777	△114
(6) 預り保証金	324	323	△0
負債計	6,229	6,114	△115

※1 1年以内回収予定の長期貸付金を含めております。

※2 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※3 1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

(2) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 前渡金、(4) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(6) 長期貸付金、(7) 長期末収入金、(8) 差入保証金

これらの時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権等につきましては、回収可能性に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当連結会計年度末における連結貸借対照表から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 前受金、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 預り保証金

預り保証金の時価については、預り期間で割引計算を行っております。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
①非上場株式	343
②関連会社株式	0
③出資金	11
合計	355

非上場株式、関連会社株式及び出資金については市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、賃貸用の施設を所有しております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日に おける時価
	当連結会計 年度期首残高	当連結会計 年度増減額	当連結会計 年度末残高	
賃貸等不動産	140	1,660	1,801	1,801

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産の期中増減額の主な要因は、不動産取得（1,685百万円）によるものであります。

3. 時価の算定方法

当期末の時価は、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていないため、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

3. 賃貸等不動産に関する損益

(単位：百万円)

	賃貸収益	賃貸費用	差額	その他 (売却損益等)
賃貸等不動産	49	11	37	—

(1株当たり情報に関する注記)

項目	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	523円35銭
1株当たり当期純利益	78円31銭

## 株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)  
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金		自株	自己式	株主資本合計
	資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利 益剰余金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	3,513	1,573	0	1,573	866	866	△18	5,934
当期変動額								
剰余金の配当					△233	△233		△233
新株の発行 (新株予約権の行使)	4	4		4				8
当期純利益					693	693		693
自己株式の取得							△400	△400
自己株式の処分			△0	△0			0	0
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)								
当期変動額合計	4	4	△0	4	460	460	△400	68
当期末残高	3,517	1,577	0	1,577	1,326	1,326	△419	6,002

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金 差額等合計		
当期首残高	△56	△56	56
当期変動額			
剰余金の配当			△233
新株の発行 (新株予約権の行使)			8
当期純利益			693
自己株式の取得			△400
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)	73	73	△2
当期変動額合計	73	73	△2
当期末残高	16	16	54
			6,073

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- (1) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法

- (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、時価と比較する取得原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	3～15年
車両運搬具	4 年
工具器具備品	3～15年

- (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

##### (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### (表示方法の変更)

##### (損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めておりました「受取賃料」(前事業年度5百万円)及び「特別利益」の「その他」に含めておりました「新株予約権戻入益」(前事業年度0百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。また、区分掲記しておりました「営業外収益」の「貸倒引当金戻入額」(当事業年度1百万円)については金額が僅少となつたため、当事業年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

##### (『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

##### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

31百万円

##### 2. 保証債務等

下記の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

(株)アイロム PM	2,127百万円
I' ROM ASSET MANAGEMENT PTY LTD	315百万円
(株)アイロム	140百万円
(株)エシック	140百万円
(株)アイロムCS	1百万円
計	2,724百万円

##### 3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 1,010百万円

短期金銭債務 60百万円

長期金銭債務 0百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高

　営業取引による取引高

　　売上高 1,765百万円

　　販売費及び一般管理費 79百万円

　営業取引以外の取引による取引高 30百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当該事業年度の末日における自己株式の数

　普通株式 228,395株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度	
(自	2018年4月1日
至	2019年3月31日)

繰延税金資産

貸倒引当金	1 百万円
子会社株式	167 百万円
税務上の繰越欠損金	702 百万円
その他	42 百万円
繰延税金資産小計	915 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△702 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△212 百万円
評価性引当額小計	△915 百万円
繰延税金資産合計	－ 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△7 百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△6 百万円
繰延税金負債合計	△14 百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△14 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)  
子会社

(単位：百万円)

名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
㈱アイロム	50	S MO事業	直接所有 100.0	役員兼任	業務の受託	584	売掛金	107
㈱アイロムPM	11	メディカルサポート事業	直接所有 100.0	資金の援助	資金の貸付	360	関係会社短期貸付金	460
I' ROM ASSET MANAGEMENT	1百万豪ドル	その他の事業	間接所有 100.0	資金の援助			関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	116 299
㈱アイロムCS	30	S MO事業	直接所有 100.0	役員兼任	業務の受託	58	売掛金	163
㈱アスボ	10	その他の事業	間接所有 100.0	役員兼任	資金の回収	204	関係会社短期貸付金	243
I' ROM VIETNAM CO., LTD.	4	その他の事業	直接所有 100.0	資金の援助	資金の貸付	220	関係会社長期貸付金	220
㈱エシック	35	S MO事業	直接所有 100.0	役員兼任	業務の受託	915	売掛金	198

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して合理的に利率を決定しております。
2. 業務の受託については、当該業務に係る人件費等必要経費を勘案し、両者の協議により決定しております。
3. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

項目	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	524円15銭
1株当たり当期純利益	59円54銭